平成２４年（フ）第３２７号
栃木県宇都宮市下岡本町4000番地　コーポソレイユ506号
債務者　阿部　勝彦
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２３１号
神奈川県茅ヶ崎市出口町７番16号
債務者　山井　利男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８３４号
大阪市城東区今福東１丁目10番14―1010号
債務者　山本　恵司
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１２５号
大阪市平野区長吉六反３丁目６番４号　アルカディア603号
債務者　江藤はるみ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３６号
大阪府門真市江端町16番６号
債務者　戎井せつみ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１４号
大阪市中央区上汐２丁目３番14―412号
債務者　田中　利奈
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５号
栃木県宇都宮市江曽島町1315番地
債務者　石川まなみ
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４０号
東京都あきる野市乙津1007番地
債務者　市川　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５５８号
東京都町田市大蔵町2750番地１ＰｉｎｋＨｏｕｓｅ206
債務者　角井　政紀
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
岡山県玉野市奥玉２丁目14番15号　メゾン奥玉201、住民票上の住所岡山県玉野市後閑１番地13
債務者　中村　生力
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１号
岡山県高梁市落合町阿部1190番地３
債務者　大宮　妙子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５４号
岡山市北区津島福居２丁目10番40号　小松荘203号
債務者　林　　貞行
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４号
岡山市北区中島田町２丁目１番24号　高橋マンション201、旧住所岡山市南区妹尾3000番地２　２号棟110号
債務者　柳　　達也
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８６号
岡山市南区福成１丁目４番18―５号
債務者　西口由利子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
長野県小諸市乙女15番18号
債務者　東　奈名枝
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部